

香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等及び不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年11月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第59号

香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等及び不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則の一部を改正する規則

香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等及び不動産特定共同事業者名簿等閲覧規則（昭和27年香川県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等、<u>不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等</u>閲覧規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第10条に規定する宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）第13条に規定する積立式宅地建物販売業者名簿等、<u>不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第13条に規定する不動産特定共同事業者名簿等及び同法第49条に規定する小規模不動産特定共同事業者登録簿等</u>（以下「名簿等及び登録簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（閲覧場所）</p> <p>第2条 <u>名簿等及び登録簿等</u>の閲覧は、香川県土木部住宅課内に置く香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等、<u>不動産特定共同事業者名簿等及び小規模不動産特定共同事業者登録簿等</u>閲覧所（以下「閲覧所」という。）において行うものとする。</p> <p>（閲覧時間等）</p> <p>第3条 <u>名簿等及び登録簿等</u>の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 <u>名簿等及び登録簿等</u>を閲覧することができない日は、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日とする。</p>	<p>香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等及び<u>不動産特定共同事業者名簿等</u>閲覧規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第10条に規定する宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業法（昭和46年法律第111号）第13条に規定する積立式宅地建物販売業者名簿等<u>及び不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第13条に規定する不動産特定共同事業者名簿等</u>（以下「名簿等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（閲覧場所）</p> <p>第2条 名簿等の閲覧は、香川県土木部住宅課内に置く香川県宅地建物取引業者名簿等、積立式宅地建物販売業者名簿等<u>及び不動産特定共同事業者名簿等</u>閲覧所（以下「閲覧所」という。）において行うものとする。</p> <p>（閲覧時間等）</p> <p>第3条 名簿等の閲覧時間は、午前9時から午後5時までとする。</p> <p>2 名簿等を閲覧することができない日は、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日とする。</p>

3 知事は、名簿等及び登録簿等の整理その他特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧時間を変更し、又は閲覧することができない日を定めることができる。

4 略

(閲覧手続)

第4条 名簿等及び登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧票に住所、氏名その他所定の事項を記入しなければならない。

(持出禁止)

第5条 名簿等及び登録簿等は、これを閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、名簿等及び登録簿等の閲覧を停止し、又は禁止する。

(1)・(2) 略

(3) 名簿等及び登録簿等を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがある者

(4) 略

3 知事は、名簿等の整理その他特別の理由があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に、閲覧時間を変更し、又は閲覧することができない日を定めることができる。

4 略

(閲覧手続)

第4条 名簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧票に住所、氏名その他所定の事項を記入しなければならない。

(持出禁止)

第5条 名簿等は、これを閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第6条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対しては、名簿等の閲覧を停止し、又は禁止する。

(1)・(2) 略

(3) 名簿等を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがある者

(4) 略

附 則

この規則は、平成29年12月1日から施行する。